

「横浜市契約規則」の一部改正について

1 目的

委託契約において、本市の業務体制を明確にし、契約後の受託業者の履行状況について、きめ細やかな履行の確保を図ることを目的として、監督職員を設置できる規定を設けます。

2 改正を予定する規則

横浜市契約規則

3 改正概要

(1) 監督職員の設置

すでに工事請負契約で定めている監督職員について、委託契約においても必要に応じて設置できるよう、工事契約の関係条文を準用します。(第103条の5)

(2) その他の改正

現場責任者等の本市への通知期限を第32条にあわせて、これまでの7日(休日を含む)から5日(休日を除く)に改めます。(第103条)